薬薬連携協議会　新旧対照表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 条 | 改訂後 | 改訂前 |
| ２ | （事務所）  第２条　協議会は、主たる事務所を別紙１のとおりとし、原則２年ごとの輪番制とする。 | （事務所）  第２条　協議会は、主たる事務所を（一社）池田市薬剤師会内に置く。 |
| - | 第６章 雑則  附 則  （施行期日）  １　この規約は、令和３年６月１日から施行する。  附 則  （施行期日）  １　この規約は、令和４年４月１日から施行する。  附 則  （施行期日）  １　この規約は、令和６年４月１日から施行する。 | 第６章 雑則  附 則  （施行期日）  １　この規約は、令和３年６月１日から施行する。  附 則  （施行期日）  １　この規約は、令和４年４月１日から施行する。 |
| 別紙１ | 【別紙１】事務所（第２条関係）  協議会の主たる事務所の輪番制は、次による。(令和６年度より)  １．（一社）茨木市薬剤師会内  ２．（一社）摂津市薬剤師会内  ３．（一社）高槻市薬剤師会内  ４．（一社）箕面市薬剤師会内  ５．（一社）吹田市薬剤師会内  ６．（一社）池田市薬剤師会内 | （新設） |
| 別紙２ | 【別紙２】　構成員（第４条関係）　　　　　　　　R6.4.1 | 別紙構成員　　　　　　　　　　　　　　　　　　　R4.4.1 |